

令和8年度放光寺浄水場浄水発生土収集運搬及び処分業務委託

基本契約書(案)

久留米市(以下「発注者」という。)と【共同企業体】(「構成員」である〇〇(代表企業)及び〇〇をいう。)(以下、構成員を総称して「構成事業者」という。)(以下「本業務」という。)(以下「本基本契約」という。))に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本契約(以下「本基本契約」という。))を締結する。

【本基本契約の対象となる業務の表示】

- 1 業務名 令和8年度放光寺浄水場浄水発生土収集運搬及び処分業務委託
- 2 履行場所 久留米市山本町豊田614 放光寺浄水場
- 3 履行期間 業務契約締結日(本契約としての成立日をいう。以下同じ。)(以下「本基本契約」という。))の翌日から令和9年3月31日まで
- 4 契約保証金
 - (1) 令和8年度放光寺浄水場浄水発生土収集運搬及び処分業務委託 収集運搬請負契約に係る契約保証金
収集運搬契約にて定める運搬単価に予定運搬量を乗じて得た委託料額の100分の10以上
 - (2) 令和8年度放光寺浄水場浄水発生土収集運搬及び処分業務委託 処分請負契約に係る契約保証金
処分契約にて定める処分単価に予定処分量を乗じて得た委託料額の100分の10以上
 - (3) (1)、(2)において、久留米市契約事務規則(昭和50年久留米市規則第9号)第27条第1項各号に該当するものとして、発注者が契約保証金を減免することとしたときは、この限りでない。
- 5 本基本契約に付随する契約
本基本契約及び次の各号に掲げる契約は、不可分一体なものとして、本業務における業務契約を構成する(以下総称して又は個別に「業務契約」という。)
 - (1) 発注者と〇〇〇〇〇〇(以下「収集運搬事業者」という。))との間で締結される令和8年度放光寺浄水場浄水発生土収集運搬及び処分業務委託 収集運搬請負契約(以下

「収集運搬請負契約」という。）

(2) 発注者と〇〇〇〇〇〇（以下「処分事業者」という。）との間で締結される令和8年度放光寺浄水場浄水発生土収集運搬及び処分業務委託 処分請負契約（以下「処分請負契約」という。）

上記本事業について、本基本契約の当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて、久留米市契約規則（平成17年規則第13号）及び以下に定める契約条項によって、公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本基本契約の成立を証するため、本書の原本3通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

(発注者)

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

(受注者)

(構成員：代表企業)

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

(構成員)

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

(目的)

第1条 本基本契約は、発注者及び受注者が相互に協力し、本業務を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(事業の概要等)

第2条 本業務の概要は、別添仕様書のとおりとする。

(役割分担)

第3条 本事業の実施において、受注者を構成する各当事者は、それぞれ、次の各号に定める役割及び業務実施責任を負うものとし、その責任の範囲内において本事業を実施するものとする。

- (1) 発生場所から処分地への浄水発生土の収集運搬に関する一切の業務（以下「収集運搬業務」という。）は、収集運搬事業者がこれを請け負う。
- (2) 収集運搬事業者が処分地に運搬した浄水発生土の処分に関する一切の業務（以下「処分業務」という。）は、処分事業者がこれを請け負う。

(事業契約)

第4条 発注者と収集運搬事業者とは、収集運搬業務に関し、収集運搬請負契約を本基本契約の締結日付で締結する。

- 2 発注者と処分事業者とは、処分業務に関し、処分請負契約を本基本契約の締結日付で締結する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、発注者は、本事業に関し、受注者を構成する各当事者の全部又は一部が入札公告において定められた入札参加資格を欠くこととなった場合又は次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に書面により通知することにより、事業契約を解除することができる。
 - (1) 業務契約に関し、受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者のいずれかが同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、受注者に対し同法第49条の排除措置命令又は同法第62条第1項の納付命令を行ったとき。
 - (2) 業務契約に関し、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った独占禁止法第76条に規定する排除措置命令等に対し、受注者が、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の罪を犯し、その刑が確定したとき。
 - (4) 他の事業契約が受注者のうち当該事業契約の当事者となる者の責めに帰すべき事由に

より解除されたとき。

4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、発注者は、受注者を構成する各当事者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わない。

- (1) 暴力団又は暴力団員等であるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
- (4) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等である事実を知らずに、前2号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わないとき。
- (7) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (8) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (9) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- (11) 第2号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。
- (12) 第2号から第10号までのいずれかに該当する者であることを知らずに、その者との間で第5号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わないとき。

5 受注者を構成する各当事者は、発注者が前項各号に該当する事由の有無を確認することを目的として受注者を構成する各当事者には対し役員名簿等の提出を求めたときは、速やかに当該役員名簿等を提出しなければならない。

(収集運搬業務)

第5条 収集運搬事業者は、収集運搬請負契約に基づき業務を実施するものとする。

- 2 収集運搬事業者は、発注者及び処分事業者と事前に十分調整し、収集運搬スケジュールを決定すること。また、運搬後速やかにマニフェストに必要事項を記入すること。(電子マニフェストの場合は、速やかに情報の入力を行うこと)

(処分業務)

第6条 処分事業者は、処分請負契約に基づき業務を実施するものとする。

- 2 処分事業者は、発注者及び収集運搬事業者と事前に十分調整し、処分スケジュールを決定すること。また、処分後速やかにマニフェストに必要事項を記入すること。(電子マニフェストの場合は、速やかに情報の入力を行うこと)

(権利義務の譲渡の禁止)

第7条 受注者を構成する各当事者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(事故等の発生時の対応)

第8条 受注者を構成する各当事者は、本業務の履行に際して、事故等が発生した場合、速やかに発注者に報告するとともに、原因の究明及びその責任の所在について分析し、その結果を発注者に報告しなければならない。

(受注者を構成する各当事者間の調整)

第9条 受注者を構成する各当事者間において、本事業に係る業務の役割分担等に問題が生じた場合は、各当事者は、代表企業による調整に協力しなければならない。

- 2 受注者を構成するいずれかの当事者の責めに帰すべき事由によって、受注者を構成する他の当事者に損害が発生した場合は、各当事者間で解決するものとし、損害を被った当事者は、発注者に対して損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第10条 本基本契約の各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。この場合において、受注者を構成するいずれかの当事者の債務不履行に起因して発注者に損害を与えた場合には、受注者を構成する各当事者は、発注者に対し、連帯してその損害の一切を賠償するものとする。

(有効期間)

第 11 条 本基本契約の有効期間は、本基本契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までとし、当該期間内において、当事者を法的に拘束するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本基本契約の終了時において既に発生していた義務若しくは責任、又は本基本契約の終了前の作為・不作為に基づき本基本契約の終了後に発生した本基本契約に基づく義務若しくは責任は、本基本契約の終了によっても免除されないものとする。

(秘密保持)

第 12 条 発注者、受注者を構成する各当事者は、本基本契約又は本業務に関連して相手方から受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本基本契約の履行又は本業務の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (5) 発注者及び受注者が本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第 1 項の定めにかかわらず、発注者、受注者を構成する各当事者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(個人情報の保護)

第 13 条 受注者を構成する各当事者は、本基本契約の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び久留米市個人情報保護条例(平成 3 年久留米市条例第 17 号)の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から受注者が作成又は取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 本基本契約の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
- (4) 発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
- (5) 本事業に係る業務に従事する者に対し、当該業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (6) 本条各号に違反する事態が生じたとき若しくは生ずるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。
- (7) 受注者を構成する各当事者の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩又は破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、受注者が損害賠償の責任を負うものとする。

(優先順位)

第 14 条 本基本契約、令和 8 年度放光寺浄水場浄水発生土収集運搬及び処分業務委託 収集運搬請負契約・令和 8 年度放光寺浄水場浄水発生土収集運搬及び処分業務委託 処分請負契約は、この順にその解釈が優先するものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 15 条 本基本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

2 この契約に係る訴訟については、本市の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(補則)

第 16 条 この契約書に定めのない事項については、久留米市契約事務規則によるほか必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。